

工事請負契約の変更について

工事請負に関し、次のように契約を変更する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 熊本市宅地液状化防止事業（秋津町秋田地区）対策工事（その  
2）
- 2 請 負 金 額 「344,630,000円」を  
「407,954,885円」に変更
- 3 契約の相手方 南州・田代建設工事共同企業体  
代表者 熊本市南区近見4丁目12番30号  
株式会社 南州土木  
代表取締役 田代 龍一  
  
熊本市南区近見2丁目17番10号  
田代興業 株式会社  
代表取締役 田代 武文

（提出理由）

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。